

第 43 回全国高等学校総合文化祭
「2019 さが総文」広報デザイン使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 4 3 回全国高等学校総合文化祭（2019 さが総文）（以下「大会」と言う。）の広報デザインを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広報デザインの定義)

第 2 条 この規程において、広報デザインとは、第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めたもので、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大会愛称ロゴ
- (2) 大会テーマ毛筆表現（縦書き・横書き）
- (3) 大会シンボルマーク
- (4) 大会ポスター原画
- (5) 大会マスコットキャラクター及び愛称
- (6) 大会イメージソング

(広報デザインの使用)

第 3 条 広報デザインは、大会の開催趣旨に賛同し、大会の広報に寄与する事業において使用することができる。

(申請)

第 4 条 広報デザインを使用する場合は、あらかじめ『「2019 さが総文」広報デザイン使用承認申請書（様式第 1 号）』を実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合又は事務局長が適当と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人全国高等学校文化連盟、佐賀県高等学校文化連盟及び教育関係団体が大会の広報を目的として使用するとき
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校が、大会の広報及び教育を目的として使用するとき
- (3) 報道機関が、報道又は大会の広報を目的として使用するとき

- 2 前項の規定にかかわらず、営業または販売物に広報デザインを使用する者は、あらかじめ事務局長と協議した上で、申請書を提出するものとする。
- 3 第1項の規定により申請の必要がなく使用する場合においても、第5条の承認要件、かつ第7条の遵守事項を満たした上で使用するものとする。

(使用承認)

第5条 事務局長は、広報デザインを使用しようとする者に対して、第3条の規定に該当し、かつ、次にあげる各号のいずれかに該当する場合を除き、広報デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
 - (2) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき
 - (3) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反する恐れがあるとき
 - (4) その他、事務局長が広報デザインの使用について不相当と認めたとき
- 2 事務局長は、前項の承認をするときは、『「2019 さが総文」広報デザイン使用承認通知書(様式第2号)』により通知する。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 広報デザインを使用する者(以下「使用者」と言う。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。大会シンボルマーク・愛称ロゴについては、別途定める「2019 さが総文 シンボルマーク・愛称ロゴデザインガイド」に沿って使用すること
- (3) イメージを損なう展開または応用使用はしないこと
- (4) 大会マスコットキャラクターのイラストには、原則として大会マスコットキャラクターと近接して「2019 さが総文 大会マスコットキャラクター あさぎちゃん」と表記すること。ただし、事務局長が使用対象物件の美観・機能等を著しく損なうと認めた場合は、これを省略できる
- (5) 広報デザインを使用した著作物(物件)の完成見本を速やかに事務局長に提出すること。ただし提出が困難なものについては、物件を撮影した写真

を提出することで代えることができるものとする

- 2 広報デザインを使用する権利を、第三者に譲渡または転貸してはならない。
- 3 大会が何らかの事由により中止され、または大会の内容について変更が行われた場合であっても、実行委員会に対して何らの損害賠償その他の請求及び権利の主張を行ってはならない。
- 4 広報デザインを使用したすべての著作物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利も含む。）は、実行委員会に帰属する。

（承認内容の変更）

- 第 8 条 広報デザインの使用者が、使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ事務局長に「2019 さが総文 広報デザイン使用承認内容変更申請書（様式第 3 号）」を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、第 5 条の規定を準用する。

（承認の取り消し）

- 第 9 条 事務局長は、広報デザインがこの規程又は承認内容に反して使用されたときは当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取り消しは、『「2019 さが総文」広報デザイン使用承認取消通知書（様式第 4 号）』をもって行うものとする。
 - 3 前 2 項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該使用対象物を使用、配付、掲示及び販売をしてはならない。
 - 4 前 3 項により生じた損害は、当該承認を取り消されたものの責により処理しなければならない。

（賠償責任等）

- 第 10 条 実行委員会は、使用者に損害が生じても、その損害賠償、損害補償について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、広報デザインの使用によって第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、広報デザインの使用によって故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

（報告義務）

第 1 1 条 使用者は、事務局長の求めがあったときは、広報デザインの使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

(使用期限)

第 1 2 条 広報デザインの使用期限は、使用を承認した日から実行委員会が解散する日までを限度とする。

(全国高等学校文化連盟の許可)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、広報デザインの使用に当たって、公益社団法人全国高等学校文化連盟の手続きや許可が必要となる場合がある。

(補則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、広報デザインの使用の取り扱いについて必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。